

船橋市認知症施策推進計画の策定について

1. 計画策定の背景及び概要

国においては、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)」(以下、「基本法」という)が施行され、令和6年12月に「認知症施策推進基本計画」(以下、「基本計画」という)が閣議決定されました。

市町村の計画策定については、基本法第13条に基づき努力義務とされていることから本市においても計画策定に向けて準備を進めます。

なお、認知症施策の推進は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と関連が深く、施策を総合的に展開していく必要があるため、一体的に併せて策定していきます。

2. 計画の主な内容 ※別添 認知症施策推進基本計画(概要)参照

地方公共団体に求められる基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 認知症の予防等

基本計画に記載された内容を踏まえつつ、本市が目指す姿や課題を踏まえて、重点事業を設定するなど内容を検討していきます。

3. 計画策定の要点

○「新しい認知症観」※に基づいた各施策の推進

※①誰もが認知症になり得ることを前提に、一人一人が自分ごととして理解する。

②認知症になってからも、できること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で希望を持って自分らしく暮らすことができる。

○認知症の人及び家族等からの意見聴取(基本法第12条第3項)

→本人ミーティング、認知症カフェ、認知症家族交流会等の既存事業を活用して認知症の人及び家族の声を聴取し、併せて高齢者生活実態把握調査の集計結果も含めて計画に反映させます。